

児童生徒等の健康診断における検査項目の変更について ～四肢の状態の検査が必須項目に加わりました～

平成26年4月30日に、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成28年4月1日から改正された規定に基づく児童生徒等の健康診断が実施されることとなりました。

◆改正の概要◆

- 座高、寄生虫卵の有無の検査を必須項目から削除
- 四肢の状態を必須項目に追加
- 保健調査の実施を、小学校入学時及び必要と認めるときから、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校の全学年、幼稚園、大学においては必要と認めるときに変更



学校保健安全法施行規則の一部改正により、検査項目が、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」となりました。

(方法及び技術的基準)
第7条

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

(児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について)

5 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

(3) 四肢の状態については、保健調査票の記載内容、学校における日常の健康観察の情報等を参考に、入室時の姿勢・歩行の状態等に注意して、学業を行うのに支障がある疾病及び異常の有無等を確認すること。

脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態の検査の流れ

1 家庭での健康観察（保健調査等）

- 日常の姿勢、歩行等の異常、関節痛の有無等を把握

2 学校での健康観察

- 養護教諭等が、体育、部活動等における日常の健康観察の情報を整理し、学校医による検査を実施する児童生徒をピックアップ

【検査例】



①肩の高さ②ウエストライン（脇線）
③肩甲骨の位置④肋骨隆起

屈曲時の痛み 伸展時の痛み

両腕を伸ばすと、片方だけまっすぐ伸びない。

片脚立ちすると、ふらつき（左右ともにチェック）。

ふらつき、後引転ぶ。しゃがむと痛みがある。

【保健調査票の項目例】

整形外科	39	背中が曲がっている
	40	腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある
	41	腕、脚を動かすと痛みがある
	42	腕、脚に動きの悪いところがある
	43	片足立ちが5秒以上できない
	44	しゃがみこみができない

3 健康診断（学校医による検査）

- 学業を行うために差し支えのあるような疾病・異常等をスクリーニング
- 必要に応じ専門医の受診を指示

4 医療機関受診（専門医等による診察）

【参考】

「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）
（公益財団法人日本学校保健会）」
http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H270030/data/106/src/H270030.pdf?d=1449710034938



◆学校医のみなさまへ◆

来年度から、児童生徒等の健康診断に新たな検査項目が加わります。

健康診断の目的は、学業やこれからの発育に差し支えがあるかどうかについてのスクリーニングであることを御理解いただき、事前準備に当たっては、市町村教育委員会や学校に御助言をいただくなどして、限られた時間の中で、効果的な健康診断を行うことができるよう、御協力をお願いいたします。